

事務局説明資料

議題2 区域対応方針（案）の策定について

≪資料2 埼玉県北部構想区域 区域対応方針（案）≫

- 前回、令和6年12月9日に開催されました本会議で当北部地域が埼玉県における地域医療構想の推進区域となり、区域対応方針を策定し、国へ提出する必要がある、その（案）について御協議いただいたところですが、3ページにあります【3. 今後の対応方針】②「①構想区域における対応方針」を達成するための取組のうち、「・小児二次救急病院の安定的な運営を図るため、小児科医の育成・確保につながる臨床研修プログラムを整備する。」について次のように修正いたしましたのでご報告します。

（修正前）

- ・小児二次救急病院の安定的な運営を図るため、小児科医の育成・確保につながる臨床研修プログラムを整備する。

（修正後）

- ・小児二次救急病院の安定的な運営を図るため関係機関が連携し、小児科医の育成・確保につながる臨床研修プログラム等に協力する。

○修正の理由

調整会議において、実現が難しいのではないか等の御意見をいただいたことを踏まえ、関係機関（医師会、地域の医療機関等及び行政）で取組んでいる小児科医の育成・確保につながる臨床研修プログラム等に北部地域として積極的に支援・協力していくこととし、事務局案として修正しました。

- 修正後に対するご意見を、別紙様式「令和6年度第3回埼玉県北部地域医療構想調整会議 議題に対する質疑・意見書」に御記入のうえ、電子メールにて送付ください。